

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島地方局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	五島地方局	管理部 総務課	H20.4.1	五島地方局総合庁舎 等宿日直業務委託	2,999,040	(個人契約2名)	緊急時の対応にあたって経験を要することや、鍵の 保管等保安上のため。	第167条の2 第1項 第2号
2	五島地方局	農林水産部 農村整備課	H20.4.25	20農整畑委第201号 下崎山地区換地業務 委託	20,888,000	五島市福江町1-1 鬼岳土地改良区 理事長 小林 茂俊	換地業務は土地改良事業において、農地の所有権 移転等を含めて再整理するものであり、農地所有 者等の利害関係人に大きな影響を及ぼす事業であ る。 よって、事業に精通しており、かつ利害関係人等 により設立されている土地改良区に限定される。	第167条の2 第1項 第2号
3	五島地方局	農林水産部 農村整備課	H20.4.25	20農整経委第101号 山手地区換地業務委 託	8,777,000	五島市富江町富江165 山手土地改良区 理事長 平野 清	換地業務は土地改良事業において、農地の所有権 移転等を含めて再整理するものであり、農地所有 者等の利害関係人に大きな影響を及ぼす事業であ る。 よって、事業に精通しており、かつ利害関係人等 により設立されている土地改良区に限定される。	第167条の2 第1項 第2号
4	五島地方局	農林水産部 農村整備課	H20.6.25	牟田地区事業計画書 作成業務委託	1,155,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	換地を伴うほ場周辺に配置される道路及び用排水 路の計画は、ほ場の形状、配置や集団化計画と密 接不可分であることから、契約の相手方が左記団 体に特定されるため	第167条の2 第1項 第2号
5	五島地方局	農林水産部 林務課	H20.10.23	20県営林特第1号 県営林間伐素材生産 販売事業	13,125,000	五島市吉田町3110-6 五島森林組合 代表理事組合長 大町 一利	五島地域の県営林で実施する事業については、施 業委託者を県、施業受託者を地元森林組合とする 森林整備合理化計画を共同で作成しているため、 契約相手方が五島森林組合に限定される。	第167条の2 第1項 第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島地方局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	五島地方局	建設部 管理課	H20.4.1	漁港環境整備施設等 管理業務委託	2,490,600	五島市福江町1-1 五島市長 中尾 郁子	漁港管理者は、漁港の適正な維持管理を行う責任があり、構造・用途・場所・利用状況等の諸条件を総合し、通常予想される危険防止措置が必要である。そのため、施設の維持補修、使用規制等を行い、施設の安全を確保する。当業務を適正に遂行できるのは、行政責任のある五島市だけであるため。	第167条の2 第1項 第2号
7	五島地方局	建設部 管理課	H20.4.1	福江港(大津地区、丸 木地区、大波止地区) 緑地管理業務委託	3,171,700	五島市福江町1-1 五島市長 中尾 郁子	大津地区については、平成16年7月1日に長崎県知事と福江市長との間に、丸木地区については、平成9年8月1日に長崎県知事と福江市長との間に、大波止地区については、平成18年3月31日に長崎県知事と五島市長との間にそれぞれ締結された管理委託基本契約に基づいて、県と地元市町村(現五島市)が港湾緑地管理に要する費用の負担割合を定めている。以上により、基本契約に基づく委託業務であり、委託先は五島市に限定される。	第167条の2 第1項 第2号
8	五島地方局	建設部 管理課	H20.7.18	竣功認可調査測量業 務委託(岐宿港・1- 17)	2,096,725	長崎市五島町8番7号 (社)長崎県公共嘱託登記土 地家屋調査士協会 理事長 久保山 茂生	(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第64条に基づき、官公署等の公共の利益となる事業を行う者による「不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与する」ことを目的として設立された県内唯一の社団法人であり、また、本庁用地課と同協会との間で、登記事務等の委託に関して登記事務委託基本協定書が締結されているため、これに基づいて契約を締結するものである。	第167条の2 第1項 第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島地方局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	五島地方局	建設部 管理課	H20.9.3	竣功認可調査測量業 務委託(岐宿港・54- 155)	2,010,550	長崎市五島町8番7号 (社)長崎県公共嘱託登記土 地家屋調査士協会 理事長 久保山 茂生	(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 は、土地家屋調査士法第63条に基づき、官公署等 の公共の利益となる事業を行う者による「不動産の 表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又は その登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実 施に寄与する」ことを目的として設立された県内唯 一の社団法人であり、また、本庁用地課と同協会と の間で、登記事務等の委託に関して登記事務委託 基本協定書が締結されているため、これに基づいて 契約を締結するものである。	第167条の2 第1項 第2号
10	五島地方局	建設部 道路課	H20.6.19	一般国道384号外4 線道路緑化維持委託 業務	8,505,000	五島市長 中尾 郁子	市道管理者である五島市では、「道路美化事業」 が推進されており、当事業を効率的に実施できる体 制が整っている。また、四季を通して継続した維持 管理を行う必要があることから、適正に遂行でき るのは、地元自治体である五島市に限られるため。	第167条の2 第1項 第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島地方局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	五島地方局	建設部 道路課	H20.7.7	20起単改第703-4号(主)玉之浦大宝線道路改良工事(設計積算業務委託)	2,501,100	大村市池田2丁目1311番地3 (財)長崎県建設技術研修センター 理事長 城下 伸生	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工事品質の確保を図るための適切な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことが出来るのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足するものであること <ul style="list-style-type: none"> 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを満足できる者であること <ul style="list-style-type: none"> 公共工事を発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工物品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること。 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること 	第167条の2 第1項 第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島地方局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	五島地方局	建設部 河港課	H20.12.1	20五漁広第3-5号 崎山地区広域漁港整備 工事(崎山漁港工 事監督業務委託)	6,825,000	長崎市元船町17-1 社団法人 水産土木建設技 術センター長崎支所 支所長 志岐富美雄	本業務の対象工事は、自然調和型防波堤と位置付 けており、施工にあたっては周辺の自然環境に配 慮すべき工事である。 また、業務の実施にあたっては土木技術に加えて 周辺環境改善技術、藻場造成技術などの水産技術 を必要としている。 これらの業務を円滑に行うことができるのは、漁港 漁場事業に豊富な知見と技術を有し、漁場整備事 業に関する実績もあり、公正な立場から支援を期待 できる(社)水産土木建設技術センターのみである ため。	第167条の2 第1項 第2号
13	五島地方局	建設部 河港課	H20.12.24	20五漁広第1-9号 浦地区広域漁港整備 工事(奈留漁港工事 監督業務委託)	4,725,000	大村市池田2-1311-3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 所長 城下 伸生	本業務の対象工事は、良質な社会資本の整備を通 じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確 保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の 形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将 来の世代にわたる国民の利益であることから、品質 確保に努めなければならない。 そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び 工事品質の確保を図るための適正な工事監督が求 められている。 県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことができ るのは、(財)長崎県建設技術研究センターのみで あるため。	第167条の2 第1項 第2号
14	五島地方局	建設部 福江空港管理 事務所	H20.4.1	福江空港消防業務委 託	39,515,000	五島市福江町1-1 五島市長 中尾 郁子	昭和58年10月24日に長崎県知事と下五島地域広 域市町村圏組合管理者との間に締結された消防協 定書に基づく業務である。 平成16年8月1日より消防業務を五島市が承継して いる。 以上により、消防協定書に基づく委託業務であり、 委託先は五島市に限定される。	第167条の2 第1項 第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島地方局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	五島地方局	建設部 福江空港管理 事務所	H20.4.1	福江空港照明施設維 持管理委託	12,862,500	五島市吉久木町231-1 (株)九電工 五島営業所 所長 鈴木 定	航空灯火施設及び電気施設の適正な機能確保のため、施設の日常点検、月例点検はもとより、緊急の場合の臨時点検及び保守作業を要するため、島内業者に限定されるが、島内で対応可能な業者は左記業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
16	五島地方局	上五島土木事務 所 総務課	H20.4.1	漁港環境及び海岸環 境整備施設管理業務 委託	1,312,500	南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1 新上五島町長	<p>安全管理対策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港管理者は、漁港の適正な維持管理を行う責めに任じられている。 ・管理瑕疵が無いとするためには、構造、用途、場所、利用状況等の諸条件を総合し、通常予想される危険が防止できる程度の措置が必要である。 <p>営造物の安全確保と危険の未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置又は管理の瑕疵による事故の発生を防ぐためには、維持補修工事の物的補完と、使用規制等の人的補完の両面の措置により、安全の確保を図る必要がある。 <p>以上により、上記施設は、直営で管理すべきであるが、行政責任がある市町に委託することでその維持管理の適正化を図ることができるため。</p>	第167条の2 第1項 第2号
17	五島地方局	上五島土木事務 所 総務課	H20.4.1	公園・緑地・海岸飛沫 防止帯等維持管理業 務委託	1,837,500	南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1 新上五島町長	<p>安全管理対策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾管理者は、港湾の適正な維持管理を行う責めに任じられている。 ・管理瑕疵が無いとするためには、構造、用途、場所、利用状況等の諸条件を総合し、通常予想される危険が防止できる程度の措置が必要である。 <p>営造物の安全確保と危険の未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置又は管理の瑕疵による事故の発生を防ぐためには、維持補修工事の物的補完と、使用規制等の人的補完の両面の措置により、安全の確保を図る必要がある。 <p>以上により、上記施設は、直営で管理すべきであるが、行政責任がある市町に委託することでその維持管理の適正化を図ることができるため。</p>	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島地方局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
18	五島地方局	上五島土木事務所 総務課	H20.4.1	庁舎保安警備委託	1,738,080	(個人契約2名)	災害・事故等が発生した場合に迅速に対応するために事務所に常駐する必要があり、上五島地区には警備業務を行う者がいないため、随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号
19	五島地方局	上五島土木事務所 総務課	H20.4.1	庁舎清掃業務委託	1,430,400	(個人契約)	庁舎清掃要領に基づき、清掃業者から見積書を聴取したが、現在の契約額を上回った。また、他機関へ調査をしたが、清掃頻度・清掃単価を考慮した結果、個人契約が有利であったため随意契約を行うこととした。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島地方局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
20	五島地方局	上五島土木事務所 河港課	H20.4.7	古里入野川通常砂防 工事(工事監督業務 委託)	12,495,000	大村市池田2丁目1311番地3 (財)長崎県建設技術研修セ ンター 理事長 城下 伸生	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工事品質の確保を図るための適切な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことができるのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。</p> <p>1. 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足するものであること ・発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 ・法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること</p> <p>2. 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを満足できる者であること ・公共工事を発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等</p> <p>3. 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工物品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること。</p> <p>4. 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島地方局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	五島地方局	上五島土木事務所 河港課	H20.5.29	丸尾地区地域基盤整備工事(工事監督業務委託)	11,392,500	大村市池田2丁目1311番地3 (財)長崎県建設技術研修センター 理事長 城下 伸生	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工事品質の確保を図るための適切な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことが出来るのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足するものであること <ul style="list-style-type: none"> 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを満足できる者であること <ul style="list-style-type: none"> 公共工事を発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ 及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること。 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること 	第167条の2 第1項 第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島地方局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22	五島地方局	上五島土木事務所 道路課	H20.7.1	主要地方道上五島空港線外1線橋梁補修工事(工事監督業務委託)	9,292,500	大村市池田2丁目1311番地3 (財)長崎県建設技術研修センター 理事長 城下 伸生	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工事品質の確保を図るための適切な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことが出来るのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。</p> <p>1. 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足するものであること ・発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 ・法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること</p> <p>2. 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを満足できる者であること ・公共工事を発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等</p> <p>3. 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ 及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること。</p> <p>4. 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島地方局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
23	五島地方局	上五島土木事務所 道路課	H20.7.15	20単橋補第802-2号一般県道日ノ島猿浦線外1線橋梁補修工事(現場指導委託)	1,995,000	東京都台東区台東1丁目6番14号 (財)土木研究センター 理事長 岩崎 敏男	公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。本業務は、橋梁補修工事における現場指導を行うもので、鋼橋の塗装塗替えはケレン作業が重要な作業となるため、鋼道路橋の防食・塗装に関し材料・工法といった総合的な観点からライフサイクルコストを踏まえた、高度な技術力及び知識を有しているとともに、公平・中立な観点から現場を指導できることが必要不可欠となる。(財)土木研究センターは、「土木に関する調査、試験及び研究の促進に努めるとともに、その成果の普及の推進を図ること」を目的とした公益法人であり、また、本工法の専門的知見と技術力等の能力を必要とした業務として、平成18年度「鋼道路橋の部分塗装仕様に関する検討業務(国土交通省国土交通技術政策総合研究所)」の実績を有していることから、本業務を遂行するに必要な要件を満たす唯一の契約対象機関である。	第167条の2 第1項 第2号
24	五島地方局	上五島土木事務所 道路課	H20.9.10	19線離国改第2-11号一般国道384号道路改良工事(三日ノ浦橋下部工軟弱地盤対策技術支援業務委託)	9,450,000	東京都台東区台東1丁目6番14号 (財)土木研究センター 理事長 岩崎 敏男	公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。本業務は、橋梁下部工設計にあたり、軟弱地盤対策として複合地盤杭工法を検討する必要があるが、この設計法採用にあたっては、道路橋示方書にも掲載されておらず、高度な技術が必要であるが、軟弱地盤での建設コストの縮減が可能となる合理的な設計方法である。(財)土木研究センターは、「土木に関する調査、試験及び研究の促進に努めるとともに、その成果の普及の推進を図ること」を目的とした公益法人であり、本設計方法の専門的知見と技術力等の能力を有しており、設計方法の妥当性を確立する実績を有していることから、本業務を遂行するに必要な要件を満たす唯一の契約対象機関である。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島地方局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
25	五島地方局	上五島土木事務所 道路課	H20.12.17	20起単改第805-1号 平成20年度設計 積算業務委託	5,027,400	大村市池田2丁目1311番地3 (財)長崎県建設技術研修センター 理事長 城下 伸生	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工事品質の確保を図るための適切な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことが出来るのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足するものであること <ul style="list-style-type: none"> 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを満足できる者であること <ul style="list-style-type: none"> 公共工事を発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工事品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること。 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること 	第167条の2 第1項 第2号